

恵那市特別職報酬等審議会

と き 平成 28 年 4 月 18 日(月)午後 1 時 00 分

ところ 恵那市役所西庁舎 3 階災害対策室 C

次 第

- 1 任命書の交付
- 2 自己紹介 (P1)
- 3 市長あいさつ
- 4 審議会の所掌事項について (P 2 ～P8)
- 5 会長の互選 (P1)
- 6 会長職務代理者の指名
- 7 諮 問 (別紙)
- 8 審 議 (P9～)
- 9 その他

次回開催日時及び会場： 4 月 25 日 (月) 午後 1 時 00 分
恵那市役所西庁舎 4 階 4 A 会議室

平成28年度恵那市特別職報酬等審議会委員名簿

団体名及び役職名	氏 名	備 考
恵那市地域自治区会長会議 東野地域自治区会長	伊 藤 常 光	
恵那商工会議所会頭	山 本 好 作	
恵那市恵南商工会会長	堀 鑛	
東美濃農業協同組合代表理事組合長	足 立 能 夫	
連合岐阜東濃地域協議会副議長	佐 々 木 透	
恵那市民生委員児童委員協議会会長	遠 藤 茂 樹	
(社)恵那青年会議所前理事長	田 口 勝 一	
「男女のわ」ネットワーク会長	坪 井 弥 栄 子	

【会 長】 _____

【会長職務代理者】 _____

○恵那市特別職報酬等審議会条例

平成17年1月25日条例第4号

改正

平成19年3月22日条例第2号

平成20年9月17日条例第41号

平成27年3月20日条例第3号

恵那市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、恵那市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬及び政務調査費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとする。

一部改正〔平成19年条例2号・20年41号・27年3号〕

(委員)

第3条 審議会は、委員8人をもって組織し、その委員は、恵那市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月22日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお改正前の各条例の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

附 則（平成20年 9 月17日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月20日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（恵那市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 14 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、前項の規定による改正後の恵那市特別職報酬審議会条例第 2 条の規定は適用せず、前項の規定による改正前の恵那市特別職報酬審議会条例第 2 条の規定は、なおその効力を有する。

平成 27 年 9 月 3 日

恵那市長 可知 義明 様

恵那市特別職報酬等審議会
会 長 坪井 弥栄子

恵那市特別職の報酬等の額について（答申）

平成 27 年 7 月 17 日、恵那市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき意見を求められた恵那市議会議員の報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長、教育長の給料の額の改定について次のとおり答申する。

恵那市特別職報酬等審議会

会 長	坪 井 弥栄子
職務代理者	樹 神 和 昭
委 員	山 本 好 作
委 員	堀 能 夫
委 員	足 立 能 夫
委 員	佐々木 透
委 員	遠 藤 茂 樹
委 員	田 口 勝 一

1. はじめに

本審議会は、平成 27 年 7 月 17 日、恵那市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定等について、市長から諮問を受けた。

本審議会では、教育制度改革に伴う新教育長の給料をはじめ特別職の給料や議員の報酬について、事務局より提供された資料等に基づき、忌憚のない意見交換を行い、慎重審議を重ねた結果、以下のとおり答申する。

2. 論 点

- (1) 平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、これまでの教育委員長の権限を併せ持つ新教育長の給料等に関する事項
- (2) 市議会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の据え置きに関する事項
- (3) 今後の議員報酬と議員定数に関する事項
※議員定数については本審議会の所掌事項ではないが、議員報酬との関連が深く、併せて議論することとした。
- (4) 政務活動費の復活に関する事項

3. 答 申

- ① 新教育長の給料額について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新教育長はこれまでの教育長の権限だけでなく教育委員長の権限を併せ持ち、担う責任も重くなる。このため、給料額については、事務局案どおり現行の 588,000 円から 600,000 円に引き上げるべきである。
- ② 恵那市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長の給料の額について、平成 18 年度の減額改定以降、据え置きとなっているが、職員の給料改定状況及び社会情勢、更に本市の財政状況等を総合的に考慮し、今回は据え置くことが妥当である。
ただし、今後の市議会議員並びに市長、副市長、教育長の報酬等の額を決定する場合は、恵那市を経営する立場にあることを踏まえ、地域の経済指標を取り入れて考えるべきである。また、民間企業のように成果に見合う報酬（給料）という考え方も検討すべきである。

- ③ 市議会議員の政務活動（調査）費については、平成 24 年度に廃止されたが、議員報酬とは別に議員が政務活動として調査研究など行うために必要である。本審議会としては、今回具体的な金額まで提示しないが、この点については市の内部や議員各位で良く検討していただきたい。政務活動費の復活が必要との結論に至った背景には、若い世代など含めて高い志を持つ人が生活面での心配がなく安心して議員に立候補できる環境整備が必要で、議員になった暁には市のために積極的な政務活動を行っていただくことに期待するものである。このため、政務活動費の金額だけでなく議員報酬額と合わせた検討をお願いしたい。なお、政務活動費の使途については市民の関心が高く、その使途や透明性の確保のために、使途に対するチェック機能の強化と政務活動費の使途目的、使途内容、成果をすべて公表していくことが条件である。

4. 付帯意見

当審議会の所掌事項ではないが、審議の経過において集約された意見を付記する。

- ① 議員定数について、本市の人口規模、類似団体や県内他市の議員定数などを比較して多いため、議員の定数削減について検討していただきたい。
- ② 若い世代で、高い志を持ち、市議会議員に関心があっても現在の議員報酬では議員活動と子育て（生活）の両立が困難であるとの理由から市議会議員への立候補を断念するという声を聞く。議員報酬の総額を引き上げることは好ましくないが、議員定数削減により、現在の議員報酬総額を再分配し、議員一人当たりの報酬額を引き上げる方策を検討していただきたい。なお、報酬額の引き上げを検討する際には、他の自治体で事例があるように年齢で報酬額に格差を付けることや成果報酬的な考え方を導入できないか検討していただきたい。

5. 審議会の開催状況

- ・ 第 1 回 平成 27 年 7 月 17 日
- ・ 第 2 回 平成 27 年 8 月 19 日

新教育長の給料上げ

9/4 恵那市特別職報酬審が答申

恵那市特別職報酬等 市長に答申書を手渡し
審議会は市長や新教育 長の給料額の改定など
について可知義明市長
に答申した。

同審議会の坪井弥栄
子会長が市役所で可知
とから現行の58万8千



可知義明市長に答申書を手渡し坪井弥栄子会長(右)
|| 恵那市役所

市長に答申書を手渡し
た。新教育長の給料額
は法改正で、教育長が
教育委員長との権限を併
せ持つことになり、担
う責任が重くなったこ
とから現行の58万8千

円から60万円に引き上
げるべき、とした。

市長、副市長の給料
額は今回は据え置きと
し、地域の経済指標を
踏まえ、今後は民間企
業のように成果に見合
う報酬という考え方を
検討すべきとした。

議員の報酬額は、議
員に関心がある若い世
代が報酬面で心配なく
安心して立候補できる
環境整備が必要とし、
総額を引き上げること
は好ましくないが、議
員定数削減で一人当た
りの報酬額を引き上げ
る方策がある、とした。

さらに積極的な政務活
動に対して支払う政務
活動費の復活も検討す
べきとした。

可知市長は「いただ

いた内容について、議
会に提案し、意見をし
っかり聞きながら検討
する」と述べた。

(長尾剛次)

政務活動費復活求める

恵那市特別職報酬審が答申

朝刊 9/4 日

(第3種郵便物認可)

恵那市特別職報酬等
審議会は三日、二〇一
二年度中に廃止された

市議の政務活動費につ
いて、「議員報酬とは
別に調査研究などを行
うために必要」とし

て、復活を求める答申
をした。「一〇年の前回
報酬審で「廃止すべき
だ」とする答申を受け

て廃止した経緯があ
り、議員から戸惑いの
声がかれた。

答申書では、若い世
代を含めて高い志を持
つ人が生活面の心配
なく立候補できる環境
をつくり、積極的な議
員活動を期待するた
めと、復活を求める背
景を説明。議員報酬と

を併せて公表すること
を条件とした。坪井弥
栄子会長は「報酬を一
律に上げるのではな
く、積極的に政務活動
に取り組む人に報いる
狙いもある」と述べ
た。










確保のためチェック機
能強化と使途や成果
をすべて公表すること
を条件とした。坪井弥
栄子会長は「報酬を一
律に上げるのではな
く、積極的に政務活動
に取り組む人に報いる
狙いもある」と述べ
た。

市議会は、前回の報
酬審での答申を受け、

一〇年十二月の定例会
で、定数削減とともに
政務活動費の支給を一
二年十一月の任期満了
までとする議案を可決
した。それまでは一人
月額四千円が支給され
ていた。

今回答申について、
議員の一人は「前回廃
止を言われ、今回は復
活しろと言われても
違和感を感じる。議員
報酬で考えていくべき
ではないか」と話し
た。

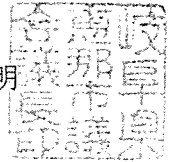
(生田貴士)

市長	副市長	部長	課長	補佐	室長	係長	係	員	取扱有
									

平成28年3月25日

恵那市長 可知 義明 様

恵那市議会議長 堀 光明



恵那市議会議員報酬等の見直しについての申し入れ

今日の地方分権、地域主権の流れが強まる中で、地方議会のあり方も様々な見地から見直しが求められており、恵那市議会としても積極的に議会改革を進めているところがあります。

こうした中で、議会改革協議会を設置し、恵那市議会議員の定数、報酬及び政務活動費等について協議を重ねてまいりました。議員定数については人口規模による類似団体及び近隣市議会の定数を比較し、現在の20人から18人へ条例改正を行ったところがございます。報酬及び政務活動費については、市民の代表者で構成される恵那市特別職報酬等審議会の意見を踏まえて検討を行ったところであります。

つきましては、検討の結果、下記事項の申し入れを行うこととしましたので、早期に実施されますようご配慮願います。

記

1. 議員報酬については、平成27年9月3日付け恵那市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて検討いただくこと。
2. 市政務活動費については、議員の資質の向上を図るうえで重要な経費であることから、条例、規則等の整備を行うこと。
3. 上記に関する条例等の改正が必要なものについては、早期に改正をすること。



諮問に関する事務局提案内容

区分	現行		事務局案		
	金額（月額）	（参考）年収	金額（月額）	（参考）年収	改定率
議長	404,000 円	6,859,920 円 (2,011,920 円)	434,000 円	7,369,320 円 (2,161,320 円)	7.5%
副議長	362,000 円	6,146,760 円 (1,802,760 円)	392,000 円	6,656,160 円 (1,952,160 円)	8.3%
議員	342,000 円	5,807,160 円 (1,703,160 円)	381,000 円	6,469,380 円 (1,897,380 円)	11.5%
政務活動費	0 円	0 円	10,000 円	120,000 円	皆増

（カッコ内は年収のうち期末手当の額）

【議長、副議長、議員の改定の根拠】

- ・全国の類似団体（Ⅱ-I で人口規模が近い団体）の平均との比較で差があること。
- ・岐阜県内の自治体において人口規模等から見て若干低いという見方もできること。
- ・議員定数削減による、議員報酬総額の再配分すること。
- ・若い世代への配慮として、議員の改定率を上げていること。

【政務活動費の額の根拠】

- ・県内他市で、近年制定した自治体及び、近隣他市の状況や、報酬の増額と合せて判断した。

視点

- （1）県内市及び類似団体と比較して金額がどうか。人口規模との関連性
- （2）恵那市と県内市との財政状況からみて適した金額かどうか。健全な財政運営
- （3）特別職と市議の活動の内容や実施状況、実績・成果等を総合的に考えて適した金額かどうか。
- （4）高い志を持った、若い世代が議員を目指すかどうか。

地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
の特例を定める条例（案）

地方自治法第109条第6項及び小値賀町議会会議規則第14条第2項の規定により、
下記のとおり提出する。

平成27年3月11日 町議会提出

地方創生まちづくり特別委員会
委員長 土川重佳

地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
の特例を定める条例（案）

地方創生の推進を図るため、当分の間、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例（昭和31年小値賀町条例第6号）第1条の規定にかかわらず、議会議員のうち年齢満
50年以下の者の議員報酬は、月額30万円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙による議員の任期の開始日から適用す
る。

【趣旨説明】

平成26年12月27日に、国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議設定しました。本
年の9月を目途に全国の自治体でも地方創生戦略を策定しなければなりません。小値賀町
議会においても地方創生まちづくり特別委員会を設置し、議会の観点から戦略策定に取り組
むようこの度、態勢を整えました。

地方創生の中心は人口問題であります。如何に子供を増やしていくかにかかっています。
そのための本町の総合的な環境づくりをどのようにしていくかが中心課題となります。その
課題の中心である若い世代が、地方政治に関心を持ち、携わっていただき、これからの「ま
ちづくり、ひとづくり、しごとづくり」に知恵を出していただかねばなりません。

このような意味において、本年の4月に迫っている統一地方選挙に若い方々の町議会議
員選挙への立候補を促さなければならないと考えます。立候補を躊躇させる要因はいろいろ
あると思いますが、その中でも、子育て世代に対して、家族を養うことのできる収入の確保
問題が決断を鈍らせているケースも少なくないと考えます。町政に専念しても、家族を養え
ないとすれば、立候補意欲はそがれてしまうのは当然です。

以上の事から、地方創生まちづくり特別委員会は、若い方々が立候補しやすい環境を整え、
若い世代の政治参加を求める一環として、そして地方創生の推進を図るため、この度、50
歳以下の議員に限り、議員報酬を月額30万円にするという本条例案を提案するものです。

28

NO																
1	52,339		404,000	H18.4.1	16	7.72	6	414,000	H16.10.25							
2	55,156		360,000		19	6.53	2									
3	52,489		411,000	H28.4.1	15	7.83	7	339,000	H18.3.27							
4	64,806		430,000	H15.4.1	12	6.64	4									
5	52,725		419,000	H9.1.1	14	7.95	9	386,000	H5.12.1							
6	52,023		310,000	H10.4.1	22	5.96	1	307,000	H9.4.1							
7	50,409		341,000	H10.4.1	21	6.76	5	331,000	H7.4.1					27		
8	49,830		495,000	H8.7.1	4	9.93	20	485,000	H6.7.1							
9	51,643		480,000	H27.4.1	6	9.29	18	416,000	H25.4.1							
10	51,633		456,000	H10.4.1	9	8.83	15									127 3
11	50,847		456,000	H9.4.1	9	8.97	17	443,000	H3.12.1							
12	53,570		350,000	H25.4.1	20	6.53	3	335,000	H16.4.1							
13	52,943		470,000	H24.4.1	8	8.88	16	495,000	H17.11.1							
14	51,007		400,000	H17.10.1	18	7.84	8	300,000	H17.1.1							
15	54,112		475,000	H18.4.1	7	8.78	14	410,000	H2.10.1							
16	53,818		440,000	H23.10.1	11	8.18	12	390,000	H19.4.1							
17	53,323		540,000	H17.4.1	1	10.13	21									
18	51,214		520,000	H7.4.1	2	10.15	22	500,000	H5.4.1							
19	50,630		420,000	H17.3.6	13	8.30	13									
20	50,965		500,000	H15.6.1	3	9.81	19	400,000	H14.4.1							
21	59,959		490,000	H27.4.1	5	8.17	11	455,000	H24.4.1							
22	50,230		404,000	H17.5.1	16	8.04	10									
			435,045			8.24		400,375								

28 1 1

NO																	
1	恵那市	52,339	404,000	H1841	13	7.72	12	414,000	H161025	415							
2	岐阜市	413,995	770,000	H2341	1	1.86	1	800,000	H1341	415							
3	大垣市	162,390	630,000	H761	2	3.88	3	610,000	H541	42							
4	高山市	90,813	488,000	H231.1	5	5.37	8	500,000	H22121	415							
5	多治見市	113,419	580,000	H2741	3	5.11	5	570,000	H2341	415							
6	関市	90,863	480,000	H2841	6	5.28	6	468,000	H841	42							
7	中津川市	80,872	441,000	H941	10	5.45	9	433,000	H741	42							
8	美濃市	21,652	398,000	H15121	14	18.38	21	403,000	H151.1	415							
9	瑞浪市	38,968	430,000	H841	12	11.03	18	415,000	H4101	415							
10	羽島市	68,620	441,750	H2341	9	6.44	10	465,000	H1741	42							
11	美濃加茂市	55,799	434,000	H1641	11	5.37	7	438,000	H7101	42							
12	土岐市	59,867	464,000	H1641	8	7.75	13	469,000	H91.1	415							
13	各務原市	148,409	570,000	H161.1	4	3.84	2	590,000	H761	42							
14	可児市	101,125	480,000	H641	6	4.75	4	450,000	H341	42							
	14市平均	108,872	500,768					501,786									
15	山県市	28,300	353,000	H2431	18	12.47	19	378,000	H1841	41							
16	瑞穂市	53,570	350,000	H2541	19	6.53	11	335,000	H1641	42							
17	飛騨市	25,561	370,000	H1621	16	14.48	20			415							
18	本巣市	35,175	350,000	H1841	19	9.95	16	280,000	H1621	415							
19	郡上市	43,934	390,000	H244.11	15	8.88	14	379,200	H23121	41							
20	下呂市	34,347	370,000	H1631	16	10.77	17			415							
21	海津市	36,309	343,000	H241.1	21	9.45	15	350,000	H179.28	42							
	県内市平均	86,453	456,638					460,379									

NO															
1	52,339	362,000	H18.41	15	692	9	371,000	H16.10.25							
2	55,156	303,000		20	549	2									
3	52,489	370,000	H18.3.27	13	7.05	11	310,000	H18.3.27							
4	64,806	397,000	H15.4.1	9	613	5									
5	52,725	370,000	H9.1.1	13	7.02	10	337,000	H5.12.1							
6	52,023	245,000	H10.4.1	22	4.71	1	242,000	H9.4.1							
7	50,409	306,000	H10.4.1	19	6.07	4	297,000	H7.4.1						27	
8	49,830	440,000	H8.7.1	4	8.83	20	430,000	H6.7.1							
9	51,643	400,000	H27.4.1	7	7.75	17	365,000	H25.4.1							
10	51,633	387,000	H10.4.1	12	7.50	14									127 3
11	50,847	388,000	H9.4.1	11	7.63	16	377,000	H3.12.1							
12	53,570	300,000	H25.4.1	21	5.60	3	275,000	H16.4.1							
13	52,943	399,000	H24.4.1	8	7.54	15	420,000	H17.11.1							
14	51,007	340,000	H17.10.1	17	6.67	7	230,000	H17.1.1							
15	54,112	440,000	H18.4.1	4	8.13	18	370,000	H2.10.1							
16	53,818	390,000	H23.10.1	10	7.25	12	340,000	H19.4.1							
17	53,323	480,000	H17.4.1	1	9.00	22									
18	51,214	460,000	H7.4.1	2	8.98	21	440,000	H5.4.1							
19	50,630	345,000	H17.3.6	16	6.81	8									
20	50,965	450,000	H15.6.1	3	8.83	19	350,000	H14.4.1							
21	59,959	440,000	H27.4.1	4	7.34	13	385,000	H24.4.1							
22	50,230	323,000	H17.5.1	18	6.43	6									
		378,864			7.17		346,188								

NO																	
1	恵那市	52,339	362,000	H1841	13	692	12	371,000	H161025	415							
2	岐阜市	413,995	700,000	H2341	1	1.69	1	730,000	H1341	415							
3	大垣市	162,390	579,000	H761	2	357	3	560,000	H541	42							
4	高山市	90,813	442,000	H2311	5	487	8	453,000	H22121	415							
5	多治見市	113,419	530,000	H2741	3	467	5	520,000	H2341	415							
6	関市	90,863	440,000	H2841	6	484	7	437,000	H841	42							
7	中津川市	80,872	398,000	H941	10	492	9	391,000	H741	42							
8	美濃市	21,652	353,500	H15121	14	1633	21	358,000	H1511	415							
9	瑞浪市	38,968	390,000	H841	11	1001	18	375,000	H4101	415							
10	羽島市	68,620	413,250	H2341	9	602	11	435,000	H1741	42							
11	美濃加茂市	55,799	381,500	H1641	12	472	6	385,000	H7101	42							
12	土岐市	59,867	428,000	H1641	7	715	13	433,000	H911	415							
13	各務原市	148,409	520,000	H1611	4	350	2	540,000	H761	42							
14	可児市	101,125	425,000	H641	8	420	4	400,000	H341	42							
	14市平均	108,872	454,446					456,286									
15	山泉市	28,300	315,000	H2431	16	11.13	19	340,000	H1841	41							
16	瑞穂市	53,570	300,000	H2541	18	560	10	275,000	H1641	42							
17	飛騨市	25,561	300,000	H1621	18	11.74	20			415							
18	本巣市	35,175	300,000	H1841	18	853	15	240,000	H1621	415							
19	郡上市	43,934	340,000	H24411	15	7.74	14	319,300	H23121	41							
20	下呂市	34,347	300,000	H1631	18	873	17			415							
21	海津市	36,309	314,000	H2411	17	865	16	320,000	H17928	42							
	県内市平均	86,453	408,463					414,858									

28

NO															
1	52,339	342,000	H18.41	14	653	11	350,000	H16.10.25							
2	55,156	293,000		19	531	3									
3	52,489	340,000	H28.41	15	648	9	296,000	H18.3.27							
4	64,806	367,000	H15.41	9	566	4									
5	52,725	343,000	H9.1.1	13	651	10	310,000	H5.12.1							
6	52,023	222,000	H10.41	22	427	1	220,000	H9.4.1							
7	50,409	293,000	H10.41	19	581	5	284,000	H7.4.1						27	
8	49,830	420,000	H8.7.1	2	843	22	410,000	H6.7.1							
9	51,643	380,000	H27.4.1	7	736	17	346,000	H25.4.1							
10	51,633	355,000	H10.41	11	688	15									127 3
11	50,847	349,000	H9.4.1	12	686	14	339,000	H3.12.1							
12	53,570	280,000	H25.4.1	21	523	2	255,000	H16.4.1							
13	52,943	370,000	H24.4.1	8	699	16	390,000	H17.11.1							
14	51,007	310,000	H17.10.1	17	608	7	210,000	H17.1.1							
15	54,112	400,000	H18.4.1	6	739	18	340,000	H2.10.1							
16	53,818	360,000	H23.10.1	10	669	12	310,000	H19.4.1							
17	53,323	440,000	H17.4.1	1	825	21									
18	51,214	420,000	H7.4.1	2	820	20	400,000	H5.4.1							
19	50,630	320,000	H17.3.6	16	632	8									
20	50,965	410,000	H15.6.1	4	804	19	270,000	H14.4.1							
21	59,959	410,000	H27.4.1	4	684	13	360,000	H24.4.1							
22	50,230	299,000	H17.5.1	18	595	6									
		351,045			664		318,125								

28 1 1

NO														議員数(人)	
														条例	実数
1	恵那市	52,339	342,000	H1841	13	653	12	350,000	H161025	415	20	20	H28		
2	岐阜市	413,995	650,000	H2341	1	157	1	680,000	H1341	415	38	38			
3	大垣市	162,390	553,000	H761	2	341	3	535,000	H541	42	22	21			
4	高山市	90,813	416,000	H231.1	5	458	7	426,000	H22121	415	24	24			
5	多治見市	113,419	482,000	H2741	4	425	5	475,000	H2341	415	24	24			
6	関市	90,863	416,000	H841	5	458	6	400,000	H541	42	23	23			
7	中津川市	80,872	376,000	H941	10	465	8	369,000	H741	42	21	21			
8	美濃市	21,652	332,000	H15121	14	1533	21	336,000	H151.1	415	13	13			
9	瑞浪市	38,988	375,000	H841	11	962	18	360,000	H4101	415	16	16			
10	羽島市	68,620	394,250	H2341	8	575	10	415,000	H1741	42	18	18			
11	美濃加茂市	55,799	362,000	H1641	12	649	11	365,000	H7101	42	16	15			
12	土岐市	59,867	393,000	H1641	9	656	13	397,000	H91.1	415	18	18			
13	各務原市	148,409	485,000	H161.1	3	327	2	500,000	H761	42	24	24			
14	可児市	101,125	400,000	H641	7	396	4	380,000	H341	42	22	19			
14市平均		107,081	426,875					427,714			21	21			
15	山県市	28,300	295,000	H2431	16	1042	19	320,000	H1841	41	14	14			
16	瑞穂市	53,570	280,000	H2541	18	523	9	255,000	H1641	42	19	18			
17	飛騨市	25,561	270,000	H1621	19	1056	20			415	14	16			
18	本巣市	35,175	270,000	H1841	19	768	15	220,000	H1621	415	18	18			
19	郡上市	43,934	310,000	H24411	15	706	14	287,400	H23121	41	18	18			
20	下呂市	34,347	270,000	H1631	19	786	16			415	14	14			
21	海津市	36,309	294,000	H241.1	17	810	17	300,000	H17928	42	15	14			
県内市平均		85,199	381,163					387,916			20	19			

28

	団体名	人口	年額	順位	適用 年月日	支給方法	備考
1	恵那市	52,399	—	—	—		H24.11廃止
2	岐阜市	413,995	1,800,000	1	H23.4.1	月額150,000円	
3	大垣市	162,390	—	—	—		H19.5廃止
4	高山市	90,813	200,000	6	H12.4.1	年額	
5	多治見市	113,419	250,000	3	H13.4.1	年額	
6	関市	90,863	120,000	8	H21.4.1	月額10,000円	
7	中津川市	80,872	120,000	8	H13.4.1	年額	
8	美濃市	21,652	—	—	—		H19.6廃止
9	瑞浪市	38,968	96,000	14	H13.4.1	月額8,000円	
10	羽島市	68,620	80,000	15	H13.4.1	年額	
11	美濃加茂市	55,799	120,000	8	H13.4.1	月額10,000円	
12	土岐市	59,867	150,000	7	H13.4.1	年額	
13	各務原市	148,409	360,000	2	H13.4.1	月額30,000円	
14	可児市	101,125	240,000	4	H13.4.1	月額20,000円	
15	山県市	28,300	—	—	—		H20.4廃止
16	瑞穂市	53,570	—	—	—		なし
17	飛騨市	25,561	120,000	8	H25.4.1	年額	H19から廃止していたが、復活
18	本巣市	35,175	240,000	4	H18.4.1	月20,000円	
19	郡上市	43,934	120,000	8	H28.4.1	月額10,000円	
20	下呂市	34,347	—	—	—		なし
21	海津市	36,309	—	—	—		なし

類似団体の主要財政指標（平成26年度）

団体コード	都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
212105	岐阜県	恵那市	0.48	85.4	9.3	5.4	97.7
032166	岩手県	滝沢市	0.55	90.2	6.4	52.7	97.1
082368	茨城県	小美玉市	0.64	86.3	7.3	58.2	97.4
082244	茨城県	守谷市	0.97	91.5	6.7	-	97.9
112402	埼玉県	幸手市	0.72	89.9	4.7	13.7	99.2
112461	埼玉県	白岡市	0.83	85.8	7.1	3.4	97.7
122394	千葉県	大網白里市	0.62	94.3	9.2	69.8	100.4
162051	富山県	氷見市	0.43	82.8	14.2	106.5	96.7
172120	石川県	野々市市	0.79	86.4	5.9	25.8	96.4
202070	長野県	須坂市	0.53	91.9	7.9	38.7	98.6
202061	長野県	諏訪市	0.75	86.5	5.9	103.0	97.3
212164	岐阜県	瑞穂市	0.78	83.1	1.4	-	94.8
242152	三重県	志摩市	0.43	93.8	9.8	64.9	97.1
252123	滋賀県	高島市	0.41	88.4	12.1	90.7	97.0
262081	京都府	向日市	0.70	97.6	2.8	13.2	100.3
302091	和歌山県	岩出市	0.62	86.4	3.2	-	95.6
302023	和歌山県	海南市	0.60	94.5	11.3	111.3	97.0
332054	岡山県	笠岡市	0.53	91.1	8.3	78.5	101.0
352047	山口県	萩市	0.32	90.4	10.3	20.4	98.0
372064	香川県	さぬき市	0.41	87.6	14.6	-	97.6
412066	佐賀県	武雄市	0.47	88.2	8.7	13.5	95.9
462161	鹿児島県	日置市	0.36	90.2	9.7	24.7	96.6
類似団体平均			0.59	89.2	8.0	40.7	-

県内各市の主要財政指標（平成26年度）

団体コード	都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
212105	岐阜県	恵那市	0.48	85.4	9.3	5.4	97.7
212016	岐阜県	岐阜市	0.82	88.9	4.3	-	100.5
212024	岐阜県	大垣市	0.91	90.2	1.7	19.3	100.3
212032	岐阜県	高山市	0.53	77.9	8.2	-	99.7
212041	岐阜県	多治見市	0.73	87.8	▲ 1.0	-	96.6
212059	岐阜県	関市	0.64	91.7	6.7	-	98.6
212067	岐阜県	中津川市	0.50	84.9	10.0	46.2	96.7
212075	岐阜県	美濃市	0.53	93.9	12.7	81.9	96.7
212083	岐阜県	瑞浪市	0.61	92.5	3.8	-	98.6
212091	岐阜県	羽島市	0.72	91.5	8.5	34.3	93.1
212113	岐阜県	美濃加茂市	0.75	91.8	9.8	-	94.8
212121	岐阜県	土岐市	0.61	87.3	5.6	-	96.9
212130	岐阜県	各務原市	0.87	89.3	0.7	-	100.0
212148	岐阜県	可児市	0.85	88.2	1.4	-	97.7
212156	岐阜県	山県市	0.41	91.9	17.8	37.9	94.8
212164	岐阜県	瑞穂市	0.78	83.1	1.4	-	94.8
212172	岐阜県	飛騨市	0.32	85.2	12.7	2.1	93.3
212181	岐阜県	本巣市	0.66	80.6	4.0	20.9	94.7
212199	岐阜県	郡上市	0.34	82.9	15.0	38.5	92.4
212202	岐阜県	下呂市	0.38	88.5	12.6	16.6	91.4
212211	岐阜県	海津市	0.54	94.0	11.3	63.0	91.7
県下21市平均			0.62	87.98	7.45	17.43	-

財政指標用語説明

○財政力指数

地方公共団体の財政運営の自主性の大きさを示す指数で、言い換えれば、標準的な行政需要に自前の財源でどれだけ対応できるかを表しています。

地方交付税の算定基礎となっている2つの数値、基準財政収入額（市税等の75%に地方譲与税などを加えたもの）を基準財政需要額（標準的な行政活動を行うのに必要な額）で除して得た数値の過去3年間の平均したもので、この指数が高いほど財政力が強いことを表し、1を超えることとなれば、普通地方交付税の交付を受けない、いわゆる「不交付団体」となります。

○経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指数は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表しています。

$$\text{経常収支比率} = \left[\frac{\text{経常的経費充当経常一般財源}}{\text{経常一般財源}} \right] \times 100 \text{ (\%)}$$

○実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの（地方財政法第5条の4第1項第2号）。起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となる。

○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

○ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与水準を示す。